

(別紙)

# 答 申

(諮問第49号)

## 個人情報保護審査会の結論

本件異議申立ての対象となった保有個人情報の開示請求について北九州市長（以下「実施機関」という。）が一部開示とした決定は、妥当である。

## 理 由

### 第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年3月26日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、別紙開示請求目録記載1の保有個人情報開示請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- 2 また、異議申立人は、同日、条例第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、別紙開示請求目録記載2の保有個人情報開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。
- 3 実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報1」という。）について、平成27年4月7日付けで本件保有個人情報1の一部を開示する旨の決定（平成27年4月7日付け26北九総総文第207号。以下「本件処分1」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年4月16日に受領した。
- 4 また、実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報2」という。）について、平成27年4月7日付けで本件保有個人情報2の一部を開示する旨の決定（平成27年4月7日付け26北九総総文第208号。以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年4月16日に受領した。
- 5 異議申立人は、平成27年4月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分1及び2（以下「本件各処分」という。）を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件各処分取消しを求めるというものである。

### 第3 事案の概要及び争点

#### 1 事案の概要

##### (1) 本件保有個人情報1及び2の概要

本件請求1及び2（以下「本件各請求」という。）に係る対象文書を保有する実施機関の所管課は、総務企画局総務部文書課（以下「文書課」という。）であり、紛争解決の法的アドバイスを受けるため、北九州市の顧問弁護士（3人に委嘱している。以下「弁護士」という。）との法律相談業務を所管している。

本件各請求は、法律相談を行った教育委員会事務局（以下「教育委員会」という。）が作成し、文書課が教育委員会から取得した文書に係るものである。本件各請求の内容は、教育委員会が〇〇〇学校施設開放事業に対する苦情、要望への対応に関し、弁護士に法律相談した内容に係る情報が主要な部分を占める。

##### (2) 本件各処分の概要

###### ア 本件請求1について

(ア) 本件請求1に対し、実施機関が特定した文書は、実施機関が保有する顧問弁護士法律相談関係文書とその添付資料等であり、別表1のうち文書1から文書4までが該当する。

(イ) このうち、不開示とした保有個人情報（以下「本件不開示情報1」という。）は、別表2に掲げる文書1から文書4までの不開示情報欄のとおりである。

###### イ 本件請求2について

(ア) 本件請求2に対し、実施機関が特定した文書は、実施機関が保有する顧問弁護士法律相談関係文書とその添付資料等で、別表1の文書全てである。

(イ) このうち、不開示とした保有個人情報（以下「本件不開示情報2」という。）は、別表2に掲げる文書1から文書5までの不開示情報欄のとおりである。

###### ウ 本件不開示情報1及び2について

本件不開示情報1及び2には、条例第18条第2号に該当することを理由とする不開示部分及び同条第7号に該当することを理由とする不開示部分（以下「第7号部分」という。）がある。

#### 2 争点

異議申立人からの異議申立書及び意見書並びに実施機関からの理由説明書等によれば、本件の争点は、以下の(1)(2)と認められる。

(1) 第7号部分に係る一部開示決定の妥当性。

- (2) 本件各処分の決定における手続的違法性。

#### 第4 異議申立人及び実施機関の主張要旨

異議申立人及び実施機関の主張は、異議申立書、理由説明書、意見書等の内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

##### 1 異議申立人の主張

- (1) 本件各処分の条例第18条第7号該当性について

本件各処分の不開示情報は、平成23年以降に複数の教育委員会職員及び文書課職員らによりなされた犯罪的違法行為の背景及び真相を解明し、市職員に法令遵守の意識を徹底するために、また、二度と上記のような犯罪的違法行為が繰り返されないようにするために、不可欠な情報である。

そのため、本件各処分の不開示情報の隠ぺいによる不利益及び開示による公共的利益は極めて大きいから、条例第18条第7号には該当しない。

- (2) 本件各処分の手続的違法性について

本件各処分は、上記犯罪的違法行為の背景及び真相の解明に役立つ情報の開示を妨げるものであるが、そのような本件各処分に、一連の行為の中心であった文書課法規係長や審査担当係長らが関与していたことなどから、手続的に違法である。

##### 2 実施機関の主張

- (1) 本件各処分の条例第18条第7号該当性について

ア 本件各処分の第7号部分は、弁護士との相談結果に関する情報であり、開示することにより、弁護士相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第18条第7号の不開示情報に該当する。

このことは、北九州市個人情報保護審査会答申（以下「答申」という。）第32号及び答申第43号で既に認められている。

イ 異議申立人が主張する市職員の違法行為は認められない。

- (2) 本件各処分の手続的違法性について

異議申立人が主張するような違法行為なるものは認められない。

本件各処分は、条例に基づき適正になされており、手続に何ら違法はない。

#### 第5 個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）の判断

当審査会は、異議申立ての対象となった保有個人情報並びに異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 争点に対する判断

- (1) 条例第18条第7号該当性（以下「第7号該当性」という。）について

当審査会は、本件不開示情報1及び2の第7号該当性については、既に答申第32号において、これら本件不開示情報1及び2と同一の法律相談結果情報

について、争訟に関して手の内情報の状態にあること、及び弁護士との法律相談制度の趣旨を損なうことになることを認め、それぞれ条例第18条第7号イの「争訟に係る事務に関し、市（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」及び同号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとして、実施機関が行った一部開示決定を妥当と判断したところである。

そして、答申第32号を行って以後何ら特別の事情の変化も認められないので、本件処分は妥当であると判断する。

なお、異議申立人は、市職員に違法行為があり、それを前提に、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、本件不開示情報1及び2は条例第18条第7号に該当しないと主張しているが、当審査会には当該事実の存否及びその違法性を認定するに足る調査権限はないので、本争点につき上記以上に判断をすることはできない。

## (2) 手続的違法性について

当審査会において確認したところ、実施機関は、本件各処分について、実施機関における通常の手続により、決定手続を行ったものと認められる。

これについて、異議申立人は、一連の違法行為の中心であった係長が本件各処分に関与したことが手続的違法であると主張する。

しかし、本件各処分は局長（専決権者）による決裁の上決定されたものであり、係長級職員の関与が直ちに処分を違法とするだけの手続的瑕疵に当たるとは認められない。

また、北九州市立文書館を通じてなされた本件異議申立人からの開示請求事案であって本件と対象文書を同じくするものはここ数年で相当数に及ぶが、それらにおける実施機関の決定内容は、人事異動があったにもかかわらず一貫しており、特定の職員の関与により決定内容が左右されたような形跡は見受けられない。

よって、本件各処分に手続的違法があったとは認められない。

## 2 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が一部開示とした本件各処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

### 北九州市個人情報保護審査会

会 長 河 原 一 雅

委 員 原 田 美 穂

委 員 櫻 井 弘 晃

委 員 日 高 京 子

委 員 松 木 摩 耶 子

別表1

番号	対象文書	枚数
文書1	顧問弁護士法律相談結果報告書	1枚
文書2	顧問弁護士法律相談依頼書及び添付資料	21枚
文書3	文書課との協議議事録と協議資料	7枚
文書4	教育長協議の資料一式	17枚
文書5	学校支援チーム弁護士相談資料	5枚

別表2

番号	不開示情報
文書1	「弁護士法律相談結果報告書」のうち相談結果に関する情報
文書2	「弁護士法律相談依頼書」及び添付資料のうち、相談結果のメモに関する情報、2枚目から8枚目までの添付資料に記載する開示請求者以外の個人の行動に関する情報
文書3	文書課との協議議事録と協議資料のうち、相談結果に関する情報、運営協議会出席者の個人名等に関する情報、2枚目から5枚目までのメモ別添に記載する相談結果に関する情報、6枚目と7枚目の対応記録に記載する開示請求者以外の個人名に関する情報
文書4	教育長協議資料一式のうち、4枚目の相談結果の概要に記載する相談結果に関する情報、7枚目から15枚目まで(9枚目を除く。)の電話記録に記載する開示請求者以外の個人名とその行動に関する情報
文書5	学校支援チーム弁護士相談資料のうち、1枚目及び2枚目に記載する相談結果に関する情報、3枚目に記載する開示請求者以外の個人名に関する情報、5枚目に記載する開示請求者以外の個人の行動に関する情報

## 開示請求目録

- 1 総務企画局（文書課など）が保有している、「平成23年3月頃に教育委員会職員又は文書課職員らが本請求者側からの苦情もしくはその苦情に関する騒音等に関して顧問弁護士に相談したこと又はその相談結果の内容」を示す情報であって、「〇〇〇学校施設を使用した学校施設開放事業（その利用団体による利用）から発生する音もしくは騒音」に関する本請求者側からの苦情の電話等に対して、教育委員会側が協議し又は決定した「①電話、面談、書簡等の拒否：相手方に対して、正常な学校運営及び市の業務に著しく支障をきたしていることなど、上記を理由として、今後電話、面談、書簡等に一切応じない旨面談して伝える。②内容証明・配達証明郵便：上記①でもってしても、電話等あれば、間髪おかず、内容証明・配達証明郵便にて、再度、正常な学校運営及び市の業務に著しく支障をきたしていることを理由として、今後電話、面談、書簡等に一切応じない旨伝える（教育長名）。③仮処分申請：上記②でもってしても（上記の内容証明郵便による通告を行っても）、電話等あれば、裁判所に対して『電話・面談・書簡等強要禁止の仮処分』を申請する、（警察による強制力も期待できる）。④裁判手続：以後は、相手の状況を踏まえ、適切な裁判手続を検討する。」という対処の方向性（方針）の全部又は一部と関連している、一切の（もし、ある物理的な紙の全体を黒塗りする場合でも、当該の物理的な紙が存在する場合は、当該の物理的な紙をも含む、一切の）情報
- 2 総務企画局（文書課など）が保有している「平成23年3月頃に教育委員会職員又は文書課職員らが本請求者側からの苦情もしくはその苦情に関する騒音等に関して顧問弁護士に相談したこと又はその相談結果の内容」を示す情報であって、「〇〇〇学校施設を使用した学校施設開放事業（その利用団体による利用）から発生する音もしくは騒音」に関する本請求者側からの苦情の電話等に対しては「今後市の機関が一切応じないとするのが正当である」と教育委員会が判断するに至った「（1）〇〇〇学校の学校運営や学校施設開放事業、目的外許可の使用形態は、特別な形態ではなく、通常の利用の範囲内で起こりうるかつ昼間帯の音であること、（2）これまで教育委員会として、出来る限りの対応をしてきたこと、（3）学校の周辺住民や自治会からの要求は一切なく、一個人の受忍の問題であること、（4）学校は騒音防止法に定める騒音発生施設ではないこと、（5）一個人のために相当経費の高い防音壁を設置することは、他の学校への影響や共存している周辺住民からの反発を招くこと、（6）〇〇宅は、〇〇〇学校開設後の〇〇年に居住し始めていること、及び（7）昨今の電話等は執拗かつ尋常ではなく、顧問弁護士の意見のとおり、十分業務妨害に当たる可能性があること。」という計7つの理由の全部又は一部と関連している、一切の（もし、ある物理的な紙の全体を黒塗りする場合でも、当該の物理的な紙が存在する場合は、当該の物理的な紙をも含む、一切の）情報